

# 農業農村整備事業における景観配慮の 技術指針の改定について(案)

令和7年2月27日

農村振興局 整備部 設計課 計画調整室

# 資料目次

- 1 第1回の技術小委員会における主な御意見と対応方針（案）
- 2 パブリックコメントの結果と対応方針（案）
- 3 技術指針の内容及び構成
- 4 技術指針の改定の背景
- 5 改定スケジュール（案）
- 6 技術指針の主な改定内容（案）
- 7 構成と改定箇所（案）

# 1 第1回の技術小委員会における主な御意見と対応方針(案)

No	関係章	御意見	対応方針(案)
1	第5章 設計 5.3 景観との調和 に配慮した設計の 決定	改定案P13に、自動走行農機が走行する閉鎖区域において、安全対策と景観配慮を兼ねた対策案としてカラー舗装について記載しているが、耐久性の問題があるのではないか。	<p>カラー舗装を行う際の耐久性の問題については、P96に記述している。</p> <p>(改定案P96) 【参考資料5-4】</p> <p>農地又は農地間の移動を含めた無人運転による自動走行農機の導入を視野に入れた基盤整備の検討が進められており、「自動走行農機等に対応した農地整備の手引き(令和5年3月一部改定)農林水産省農村振興局整備部農地資源課」では、<b>一般の車両等が走行する道路(公道)とは別に、農区及びほ区内に自動走行農機等が走行できるよう耕区間等移動通路を整備するなど、一般車両が進入しない一定の閉鎖区域を設けるなどの対応が求められる。</b></p> <p>現場レベルでは、自動走行農機が作業を行う閉鎖区域に一般車両が進入しないようにするなどの安全対策が必要となることから、<b>農道管理者、都道府県公安委員会等による車両の通行禁止、制限等のほか、景観配慮の考え方にある「対比調和」に基づき、閉鎖区域の農道の一部をカラー舗装とし、閉鎖区域の視認性を高めるなどの対策が考えられる。</b></p> <p>ただし、「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン(平成29年10月)」(道路のデザインに関する検討委員会)では、“<b>アスファルトの表面に塗装をただけのカラー舗装は、車道部分に施工すると劣化しやすいとしている。そのため、安全対策を目的に施工する場合は、その機能を保全するためにも定期的な維持管理や補修に努める</b>”としており、基本的にはカラー舗装に抛らず道路に凸部、狭さく部、屈曲部を設ける等の安全性確保を検討することが望ましいとされている。</p>

No	関係章	御意見	対応方針(案)
2	第3章 景観形成の基本的な考え方 3.2 農地・農業水利施設等が景観形成に果たす役割と留意事項 3.2.4 農業水利施設	本技術指針が景観配慮に関わるものであるにしても、通行者や通行車両の安全性確保について、社会的変化のみではなく、気象的要素を踏まえた記述とするべきではないか。 また、具体的な視認性を高める工夫の記述が必要ではないか。	ご指摘を踏まえ、水路転落事故発生に関して、頻発する大雨といった気象的要素を加え、危険箇所における事故への注意について以下のとおり修正、追記する。 (改定案P18) (1)水路 (略) 近年、農村地域の高齢化及び都市化・混住化に伴い、水路への転落事故の発生が増加するとともに、 <b>頻発する大雨等によりその危険性が增大している</b> 。防護柵等の設置・管理に当たっては、安全性確保が一義的に求められるため、地域住民等の通行量、転落した場合の水深等を考慮の上、設置場所を決定するとともに、所定の強度も備える必要がある。その際、防護柵等の形・色彩といった視認性を確保した上で、周辺景観との調和にも配慮した検討を行うとともに、 <b>大雨等で防護柵等が浸水して視認性が確保できなくなるような危険箇所においては、必要に応じて注意を促す看板等を設置することが求められる</b> 。
3	第3章 景観形成の基本的な考え方 3.2 農地・農業水利施設等が景観形成に果たす役割と留意事項	近距離や遠距離それぞれで景観の構成要素が変わってくるように思う。それぞれの景観配慮の対象範囲等が記載されていると、分かりやすくなるのではないか。	ご指摘を踏まえ、「農地・農業水利施設等が景観形成に果たす役割と留意事項」の解説に以下のとおり追記する。 (改定案P14) 3.2 農地・農業水利施設等が景観形成に果たす役割と留意事項 <b>【解説】(略)</b> <b>なお、景観スケールと景観形成との関係において、小景観から中景観では、農業農村整備事業における施設整備等に伴う景観配慮対策、地域住民が行う植栽等による景観形成が主となる。一方、大景観に近づくにつれ、地形、植生及び農地の面的な広がり認識され、田園環境整備マスタープラン又は景観計画によるゾーニング、地域計画に基づく営農活動等の取組が地域の景観形成に大きく影響する。</b>
4	第2章 農村景観の特徴と景観形成  第4章 調査及び計画 4.2 計画 4.2.1 計画の進め方	技術指針改定案P5の「…旅行は回復してきており」の部分について、「旅行は回復」の表現に違和感。 また、P60の「地域づくりにおける将来像との調和」の2段落目の文章「これまでの景観配慮対策では、CG等の景観シミュレーション等の技術が活用され、検討に役立ってきた」の箇所が読みにくい文章となっている。 文章を再度検討頂きたい。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正、追記する。 (改定案P5) 一方で、コロナ禍によりリモートワーク、オンライン会議等が急速に普及し、さらに都市集中のマイナス面の問題意識から地方移住の気運が高まっている。こうしたワーケーションなど新しいライフスタイルによる地方移住の機会の拡大及び農山漁村滞在型旅行(農泊)による <b>宿泊者数の回復により</b> 、農村における日本古来の伝統文化及び自然の豊かさにより形成された独自の文化的景観を求めて、国内だけではなく海外からも農村に足を運ぶ動きも見られるようになっている。  (改定案P60) 景観配慮対策の検討に際しては、 <b>地域における関係者が将来の景観イメージを共有できるように、CG等の景観シミュレーションを活用した施設整備後の景観を予測する技術を応用し、将来像を具体化した景観予測資料により、地域住民、施設管理者等へ働きかけを行うことも重要となる。</b>

No	関係章	自主修正	対応方針(案)
1	<p>第5章 設計 5.3 景観との調和 に配慮した設計の 決定</p>	<p>自動走行農機の導入の際の 安全対策に関連し、耕区間 等移動通路、車両の通行制 限等に係る記述について、 朱書きのとおり追記する。</p>	<p>(改定案P96)【再掲】</p> <p>【参考資料5-4】 農地又は農地間の移動を含めた無人運転による自動走行農機の導入を視野に入れた基盤整備の検討が進められており、「自動走行農機等に対応した農地整備の手引き(令和5年3月一部改定)農林水産省農村振興局整備部農地資源課」では、<b>一般の車両等が走行する道路(公道)とは別に、農区及びほ区内に自動走行農機等が走行できるよう耕区間等移動通路を整備するなど、一般車両が進入しない一定の閉鎖区域を設けるなどの対応が求められる。</b></p> <p>現場レベルでは、自動走行農機が作業を行う閉鎖区域に一般車両が進入しないようにするなどの安全対策が必要となることから、<b>農道管理者、都道府県公安委員会等による車両の通行禁止、制限等のほか、景観配慮の考え方にある「対比調和」に基づき、閉鎖区域の農道の一部をカラー舗装とし、閉鎖区域の視認性を高めるなどの対策が考えられる。</b></p> <p>ただし、「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン(平成29年10月)」(道路のデザインに関する検討委員会)では、“<b>アスファルトの表面に塗装をただけのカラー舗装は、車道部分に施工すると劣化しやすいとしている。そのため、安全対策を目的に施工する場合は、その機能を保全するためにも定期的な維持管理や補修に努める</b>”としており、基本的にはカラー舗装に拠らず道路に凸部、狭さく部、屈曲部を設ける等の安全性確保を検討することが望ましいとされている。</p>

No	関係章	自主修正	対応方針(案)
1	<p>第3章 景観形成の基本的な考え方 3.1 農業農村整備における景観形成の考え方</p>	<p>P96の追加修正に関連して、改定案P13には、自動走行農機の導入の際の安全対策に係る記述を追記する。なお、その他のスマート農業に関連する景観配慮対策として、除草機械の導入による景観形成等に係る記述についても併せて記載する。</p>	<p>(改定案P13)</p> <p>4 農業に係る生産技術の進展と景観配慮対策(略)</p> <p>農業農村整備事業においては、こうしたスマート農業に対応した基盤整備の在り方も検討されている。自動操舵トラクター、小型UAV(ドローン)、ラジコン草刈機等の導入に当たり、これまで農村にはなかった通信基地局などの設備の設置、法面の緩傾斜化等、スマート農業に対応した基盤整備が想定される。</p> <p>無人運転による自動走行農機、農薬・肥料散布又はリモートセンシングのためのドローン等の導入を行う際には、農作業の効率化と安全確保の両立のため、一般車両の通行を規制する区域(閉鎖区域)の設置を検討する場合もある。こうした閉鎖区域では、地域住民への事前周知、誤進入防止柵、看板設置等により車両の通行を規制するほか、閉鎖区域の視認性を高めることを意図し、景観配慮の「対比調和」の考え方にに基づき、閉鎖区域の進入路等をカラー舗装とする対策も考えられる。</p> <p>また、草刈りなどの維持管理が粗放化した場合には農村景観が悪化することが考えられるが、除草機械に対応した緩勾配の法面整備等により、雑草繁茂を抑制する適切な維持管理が図られることは、農村景観の維持にも資するものである。</p> <p>[法面の緩傾斜化による除草機械導入の事例]</p> <div data-bbox="1016 919 1585 1302"> <p>除草機械に合わせた畦畔形状及び管理用道路の設置</p> <p>【農産部基盤整備基盤整備事業(区域) 福井県 敦賀西部地区】</p> <p><b>取組前</b> 取り組んだきっかけ 中山間地域特有の畦畔の草刈り手間を低減するため、除草機械での作業がしやすい土台が必要。</p> <p><b>取組後</b> リスクを低減した基盤整備 ラジコン草刈機の導入を見据え、法面を緩勾配化(1:1.8)。畦畔の上には管理用道路を設置し、ハンマーナイフモアによる機械除草を計画。</p> <p>今回実施の畦畔 管理用道路 W=3.0m 従来計画の畦畔</p> </div> <div data-bbox="1608 911 1973 1302"> </div> <p>出典：農業生産基盤整備等を通じた農作業事故のない安全な農村の実現に向けて全国の実例(令和4年4月農林水産省) 自動走行農機等に対応した農地整備の手引き(令和5年3月一部改定 農林水産省農村振興局整備部農地資源課) ※除草機械の機種によって対応できる傾斜角度が異なる(最大傾斜角度35°～40°)。</p>

## 2 パブリックコメントの結果と対応方針(案)

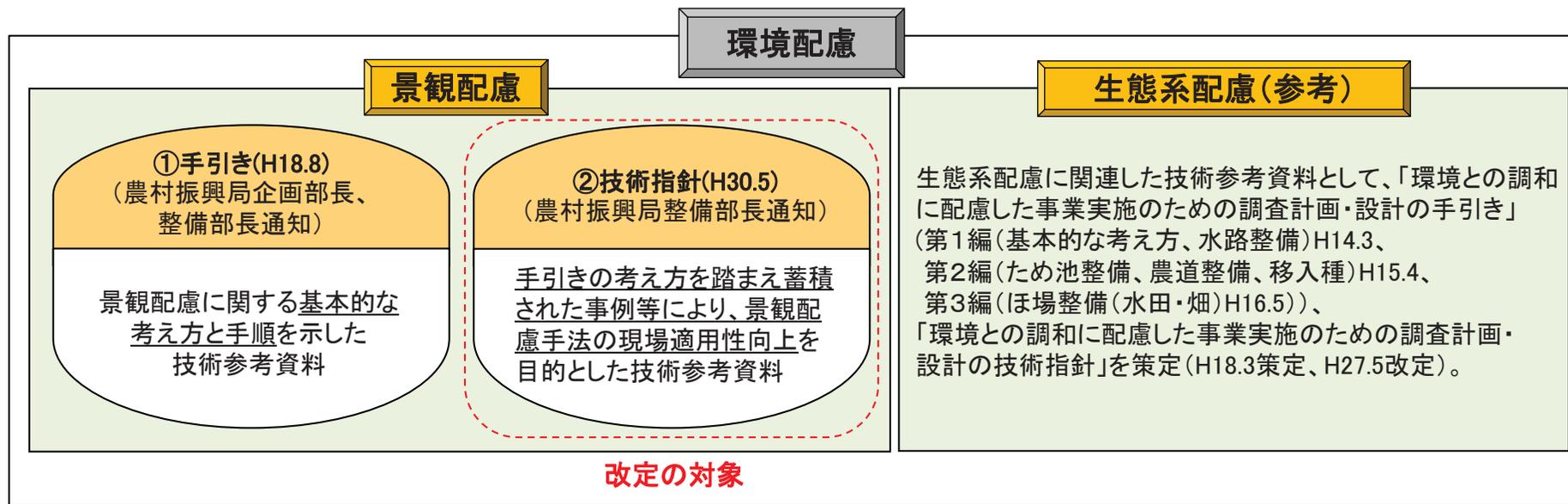
No	関係章	御意見	対応方針(案)
1	第2章 農村景観の特徴と景観形成	<p>再エネ施設についての記載がありませんが、ソーラーをはじめ風力についても農村の景観を損ないますので、それらの禁止規定を追加してください。</p>	<p>再生可能エネルギーの利活用の気運が高まっており、景観行政団体が作成する景観計画等において、農村景観と調和しない大規模の太陽光発電施設及び風力発電施設を届出対象としている都道府県及び市町村も増えてきている旨を記載している。なお、近年の再生可能エネルギーをめぐる関係法令等については、以下のとおり修正、追記する。</p> <p>(改定案P5)</p> <p>平成16年に施行された景観法により、多くの景観行政団体が農村地域を包括する景観計画、景観形成ガイドライン等を作成し、景観形成に係る取組が進められている。また、地球規模での気候変動対策が求められる中、再生可能エネルギー活用の気運が高まっており、地方公共団体の条例、景観形成ガイドライン等において、農村景観と調和しない太陽電池発電設備、風力発電設備等を届出対象としている都道府県及び市町村も増えている。令和2年には、太陽電池発電所の環境影響評価に係る省令の一部改正により、環境影響評価の対象事業に太陽電池発電事業が追加された。さらに、令和6年には景観法運用指針の改正を行い、「再生可能エネルギー発電事業の実施に関する手続については、関係部局との連携を図り、積極的に景観配慮に関する情報共有を行うことが望ましい」と位置付けられている。</p> <p>また、農業水利施設等の維持管理節減を図るため導入される再生可能エネルギー施設の導入に当たり、周辺景観との調和への配慮に留意することが求められることから、以下のとおり修正、追記する。</p> <p>(改定案P12)</p> <p>特に、ダム、頭首工、ポンプ場など規模の大きな土木構造物、又は広い範囲に及ぶほ場整備事業などの面整備事業にあつては、農村景観に及ぼす影響が大きい。また、農業水利施設等の維持管理費の軽減を図るため導入される小水力発電施設及び太陽光発電施設についても、景観への影響及び対策の必要性について十分検討することが必要である。多くの場合、事業実施により従来の景観が一度変化すると、元に戻すことは容易ではなく、膨大な費用と時間を要することに留意しなければならない。</p>
2	第2章 農村景観の特徴と景観形成	<p>再エネ施設用は景観を損なうので、設置はやめてほしい</p>	<p>No1に同じ。</p>

### 3 技術指針の内容及び構成

- 農業農村整備事業においては、平成13年に土地改良法を改正し、事業実施の原則として「環境との調和に配慮すること」が位置付け。
- 平成16年には、地方公共団体における景観条例の制定の動向や国民の景観に対する関心の高まり等を背景に、「景観法」が制定されている。
- こうした動きを踏まえ、「環境との調和に配慮すること」のうち、景観配慮については、農村景観を保全、形成するための基本構想など農地及び農業水利施設等の景観設計を行うために必要な調査、計画、設計等の考え方及び手法を明らかにすることを目的に「農業農村整備事業における景観配慮の手引き」が平成18年8月に制定。
- また、調査から維持管理に至る各段階の景観配慮手法を具体化し、景観配慮の取組の現場適用性向上を目的とした技術参考資料として、「農業農村整備事業における景観配慮の技術指針」が平成30年5月に制定。

#### <構成>

- 手引きは **景観配慮に関する基本的な考え方と手順**から構成
- 技術指針は **「手引き」の考え方及び手順を踏まえ蓄積された事例等**から構成



## 4 技術指針改定の背景

### 【これまでの制改定経緯】

平成13年

・土地改良法改正により「環境との調和に配慮すること」が原則化



平成16年

・景観法制定



平成18年  
制定

・「農業農村整備事業における景観配慮の手引き」を制定



平成30年  
制定

・「農業農村整備事業における景観配慮の技術指針」を制定

### 【今回の改定の背景】

技術指針制定(平成30年5月)から約7年経過しており、一層の農村景観の保全・形成の推進を図るため、安全対策、スマート農業の導入といった社会情勢の変化等への対応、景観配慮を契機とした地域づくりの留意点、蓄積した取組事例等を技術指針に的確に反映させる必要がある。

## 5 改定スケジュール（案）

- 農業農村振興整備部会技術小委員会で審議の後、令和6年度内に同部会に対して結果を報告
- 審議結果を踏まえ、「農業農村整備事業における景観配慮の技術指針」を改定予定

<令和6年度>

10月10日 農業農村振興整備部会（技術小委員会へ付託）

11月25日 同部会技術小委員会（1回目審議）

12月9～20日 パブリックコメント（意見3件）

2月27日 技術小委員会（2回目審議）

3月 農業農村振興整備部会（報告）



審議結果を踏まえ、「農業農村整備事業における景観配慮の技術指針」を改定予定

## 6 農業農村整備事業における景観配慮の技術指針の 主な改定内容（案）

検討項目	主な改定内容
(1) 社会情勢の変化等への対応 (文言統一、修正等含む)	①景観配慮と安全対策(防護柵、木製素材の経年劣化等) ②スマート農業等の農業農村の情勢変化を踏まえた解説 及び参考資料の追記 ③用語の明確化 (農村景観の定義、水田景観・畑地景観の解説等)
(2) 景観配慮を契機とした地域づくり の留意点	①計画段階からの「景観資源の認知拡大及び地域づくりの気 運醸成を通じた景観資源の価値を高める仕組みづくり」の 追記 ②「多様な主体の参画による農村景観の保全・形成」の追記
(3) 取組事例の追記	①農道整備、ほ場整備、畑地整備の景観配慮事例追記

# (1) 社会情勢の変化等への対応に係る改定

【主な改定内容①】 第3章 景観形成の基本的な考え方 3.2.4 農業水利施設

修正有り

○水路、ダム及びため池の安全対策を行う際の景観形成上の留意事項を追記(P18~19)

(現行)

- (1)水路  
(略)  
(記載なし)
- (2)ダム及びため池  
(略)  
(記載なし)



(改定案)

- (1)水路  
(略)

水路に設置する防護柵等の安全施設は、水路との境界を明確にし、水路への転落・進入を防止するために設置されるものである。

近年、農村地域の高齢化及び都市化・混住化に伴い、水路への転落事故の発生が増加するとともに、頻発する大雨等により、その危険性が增大している。防護柵等の設置・管理に当たっては、安全性確保が一義的に求められるため、地域住民等の通行量、転落した場合の水深等を考慮の上、設置場所を決定するとともに、所定の強度も備える必要がある。その際、防護柵等の形・色彩といった視認性を確保した上で、周辺景観との調和にも配慮した検討を行うとともに、大雨等で防護柵等が浸水して視認性が確保できなくなるような危険箇所においては、必要に応じて注意を促す看板等を設置することが求められる。

- (2)ダム及びため池  
(略)

ダム及びため池の防護柵等の景観配慮に際しては、水路と同様に、安全性の確保に加え、施設の視認性を確保した上で、周辺景観との調和に配慮した検討が求められる。

【主な改定内容①】 第5章 設計 5.3.4景観との調和に配慮した設計に当たっての考え方と留意点

語句修正のみ

○設計時の素材の検討に関して、木材などの自然素材を活用する場合の安全性に留意する点等を追記(P93)

(現行)

- (5)素材の検討  
(略)  
(記載なし)



(改定案)

- (5)素材の検討  
(略)

木材などの自然素材は、経年変化により周辺になじみ、良好な景観を形成する効果が期待される一方で、耐久性に留意することが求められる。また、自然素材の肌理(きめ)、風合い等の素材感、近距離かつ歩行などの低速度又は立ち止まった状態では視認することができ、その素材感から安らぎと癒しを感じることができるものの、遠距離又は移動速度が速いと視認することが困難となる。木柵などの採用に当たっては、自然素材が有する独特な風合いなどの景観配慮の効果及び安全性を維持するため、適切な管理・更新に向けた点検項目及び管理水準を検討するとともに、素材の耐久性、視点場までの距離及び移動速度にも留意することが求められる。

なお、素材の検討に当たっては、適切な管理・更新による安全性及び景観配慮対策を総合的に勘案して決定することが求められる。

# 【主な改定内容①】

第5章 設計 5.3景観との調和に配慮した設計の決定 参考資料5-3

語句修正のみ

## ○水路の安全対策について、具体例を交えた参考資料を追記(P95)

(現行)

1~4(略)  
参考資料5-2 (略)

(記載なし)



(改定案)

1~4(略)  
参考資料5-2(略)

### 【参考資料 5-3】

#### 【景観配慮と安全対策① 防護柵】

一般的な景観配慮では、対象となる施設を遮蔽し周辺から目立たなくさせる、修景・美化により周辺になじませるなどの対策を講じている。一方で、安全対策では、落下、進入抑制等の注意喚起のために視認性を高める工夫をする場合もある。特に、水路、ため池等への転落等に対応するための防護柵の設置では、周辺景観への配慮だけではなく、安全性への配慮、維持管理面も含め、受益者、地域住民等の施設利用者、施設管理者による十分な検討を必要とする。

【形】

景観配慮の観点からは、眺望を阻害しない形状のビーム型防護柵の採用例があるが、採用に当たっては用途(車両用であるか、歩行者用であるか)、設置場所(水路に住宅地が面していないか)、万一落下した際の危険度などを十分考慮する必要がある。

【ビーム型防護柵】



【色】

良好な景観形成に配慮した防護柵では、周辺になじむようダークグレー(10YR3.0/0.2)、ダークブラウン(10YR2.0/1.0)、グレーベージュ(10YR6.0/1.0)等の目立たない塗装色<sup>注1)</sup>が採用されており、農道、水路、頭首工、排水機場等でも同様の対策を講じる例がある。

ただし、夜間でも人の往来及び作業が想定される場合などは、安全性に配慮し目立つ色の防護柵又は反射板の採用も検討する必要がある。

【素材】

水路沿いの管理用道路が地域住民の遊歩道又は散策路として利用が想定される場合には、景観配慮として間伐材等の自然素材が採用されることもある。

下の事例(左)は、ため池の管理用道路に設置された間伐材を使用した木柵である。この管理用道路は地域に開放され、近隣住民の生活道路又は小学校に通う児童の通学路として利用されるなど、地域にとって欠かせない道路として位置付けられていた。本施設の更新整備に当たり、維持管理面、安全面等から再検討した結果、下の事例(右)のように景観にも配慮した色彩の鋼製フェンスを採用することとした。

このように、自然素材は、周辺になじみ、良好な景観形成を図る効果が期待されるが、防護柵という施設の目的を踏まえて、素材の耐久性、視認性等に留意することが求められる。

【木柵が設置された更新前の管理用道路】



【鋼製フェンスに更新した管理用道路】



注1)「YR(黄赤)系の色相」

道路のデザインに関する検討委員会(国土交通省所管)が作成した「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」では、我が国の伝統的な街並み又は現代の建築物の外壁が、マンセル表色系(p.94参照)の10YR(黄赤)系の色彩を基調としていること、土、岩、樹木の幹等の自然の色彩についてもYR系の色彩が比較的多いこと等を踏まえ、これらとの色彩的な融合及び調和の観点から10YR系の色相におけるダークグレー、ダークブラウン、ダークベージュの3色に加え、YR系を基調としない街並みにも調和しやすいオフグレー(5Y7.0/0.5)を、景観に配慮する際の基本的な色彩として提示している。

【主な改定内容①】 第5章 設計 5.3景観との調和に配慮した設計の決定 参考資料5-5

語句修正のみ

○素材の経年劣化について、参考資料を追記(P96)

(現行)  
1~4(略)  
参考資料  
5-2~5-4(略)  
  
(記載なし)



(改定案)  
1~4(略)  
参考資料  
5-2~5-4(略)  
【参考資料 5-5】

[看板等の素材の経年劣化]

事業による主要工事、環境配慮対策等をPRするための看板が設置されたり、水路等の施設名を示した案内板が設置されたりする例は数多くある。

これらの看板では、経年変化により塗装が剥げ、錆が目立つもの、素材が朽ちているもの、案内内容が読めなくなるものなど、劣化が進むことで、周辺景観に違和感をもたらす可能性があることから、設置に当たっては素材の耐久性及び日焼けによる経年変化を考慮し、防腐・防錆処理、紫外線対策等を行うことが重要となる。

看板の内容を判読可能な状態に保つため適切に管理・更新することも重要である。看板に記載された情報に加えて、携帯端末を用いてより多くの情報を提供することも一般的に行われていることから、看板の説明にQRコード<sup>注2)</sup>を表示することも有効である。なお、看板等は、より多くの人に情報を伝えるために設置されることから、適切な設置場所を検討することが重要である。また、人が集う工夫として看板の近くにベンチを設置することなども考えられる。



[素材が経年劣化した看板]

注2)「QRコード」

「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標である。

**【主な改定内容②】** 第3章 景観形成の基本的な考え方 3.1.4 農業に係る生産技術の進展と景観配慮対策

## ○スマート農業の進展が景観構成要素に与えると考えられる影響を追記(P13)

(現行)

(改定案)

1～3(略)

1～3(略)

(記載なし)

**4. 農業に係る生産技術の進展と景観配慮対策**

近年、ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用するスマート農業の進展は、肥料・農薬等の資材費の削減、農業生産の効率化及び農産物の高付加価値化を実現し、意欲ある農業者が自らの経営戦略を実現するためのツールになることが期待されている。今後、農業従事者の高齢化によるリタイアが一層進行することが見込まれるが、こうした先端技術は、熟練農業者の技術継承にも役立つものである。

農業農村整備事業においては、こうしたスマート農業に対応した基盤整備の在り方も検討されている。自動操舵トラクター、小型UAV(ドローン)、ラジコン草刈機等の導入に当たり、これまで農村にはなかった通信基地局などの設備の設置、法面の緩傾斜化等、スマート農業に対応した基盤整備が想定される。

無人運転による自動走行農機、農薬・肥料散布又はリモートセンシングのためのドローン等の導入を行う際には、農作業の効率化と安全確保の両立のため、一般車両の通行を規制する区域(閉鎖区域)の設置を検討する場合もある。こうした閉鎖区域では、地域住民への事前周知、誤進入防止柵、看板設置等により車両の通行を規制するほか、閉鎖区域の視認性を高めることを意図し、景観配慮の「対比調和」の考え方にに基づき、閉鎖区域の進入路等をカラー舗装とする対策も考えられる。

また、草刈りなどの維持管理が粗放化した場合には農村景観が悪化することが考えられるが、除草機械に対応した緩勾配の法面整備等により、雑草繁茂を抑制する適切な維持管理が図られることは、農村景観の維持にも資するものである。

【主な改定内容②】第5章 設計 5.3景観との調和に配慮した設計の決定 参考資料5-4

○スマート農業に対応した基盤整備における景観配慮対策の検討(P96)

(現行)

1~4(略)  
参考資料5-2(略)



(改定案)

1~4(略)  
参考資料5-2(略)  
参考資料5-3(略)

(記載なし)

【参考資料 5-4】

[景観配慮と安全対策② スマート農業に対応した基盤整備における景観配慮対策の検討]

農地又は農地間の移動を含めた無人運転による自動走行農機の導入を視野に入れた基盤整備の検討が進められており、「自動走行農機等に対応した農地整備の手引き（令和5年3月一部改定）農林水産省農村振興局整備部農地資源課」では、一般の車両等が走行する道路（公道）とは別に、農区及びほ区内に自動走行農機等が走行できるよう耕区間等移動通路を整備するなど、一般車両が進入しない一定の閉鎖区域を設けるなどの対応が求められている。

現場レベルでは、自動走行農機が作業を行う閉鎖区域に一般車両が進入しないようにするなどの安全対策が必要となることから、農道管理者、都道府県公安委員会等による車両の通行禁止、制限等のほか、景観配慮の考え方にある「対比調和<sup>注1)</sup>」に基づき、閉鎖区域の農道の一部をカラー舗装とし、閉鎖区域の視認性を高めるなどの対策が考えられる。

ただし、景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年10月）（道路のデザインに関する検討委員会）では、“アスファルトの表面に塗装をただけのカラー舗装は、車道部分に施工すると劣化しやすいとしている。そのため、安全対策を目的に施工する場合は、その機能を保持するためにも定期的な維持管理や補修に努める”としており、基本的にはカラー舗装に依らず道路に凸部、狭さく部、屈曲部を設ける等の安全性確保を検討することが望ましいとしている。

このことから、カラー舗装を行う場合であっても、対比調和を基本としつつも、自動走行農機の進入路、交差点部への部分舗装に限る等の検討が考えられる。

注1)「対比調和」

周辺の景観構成要素との差異を明確にし、対比的な調和を図る考え方。

**【主な改定内容③】**第2章 農村景観の特徴と景観形成 2.1 農村景観の特徴

## ○「農村景観」の定義の明確化(P3)

(現行)

## 1. 農村景観の特徴

(略)

農村景観は、生産と生活に伴った秩序を反映した美しさ、自然環境がもつ多様な美しさ、地域の伝統行事や文化などが醸し出す伝統的な美しさなどを有し、地域住民にやすらぎや充足感をもたらし、生活に潤いを与えるとともに、都市住民にとっても、価値ある原風景として認識されている。

こうした美しい農村景観は、地域の自然や農業と人々の暮らし、文化の継承を背景として、地域の個性を活かし歴史的に形成されており、農業が持続的に行われるとともに、農村の活力が維持、向上されることにより保全されるものである。

(改定案)

## 1. 農村景観の特徴

(略)

農村景観とは、地形、気候による地域独特の風土の下、継続的な農業生産活動により形作られた水田等の農地、水路・ため池等の農業水利施設、人々の生活の営みの場となる集落、雑木林、鎮守の森等により、歴史的・文化的な背景を基に形成された景観である。

農村景観は、生産と生活に伴った秩序を反映した美しさ、自然環境がもつ多様な美しさ、地域の伝統行事、文化等が醸し出す伝統的な美しさなどを有し、地域住民に安らぎと充足感をもたらし、生活に潤いを与えるものである。また、農村景観は価値のある原風景として認識されており、これを地域資源のひとつとして活用したイベント及び地域づくりも行われている。

なお、良好な農村景観は、地域の自然と人々の暮らし・文化の継承を背景として、地域の個性を生かし歴史的に形成されており、農業が持続的に行われるとともに、農村の活力が維持・向上されることにより保たれる。

【主な改定内容③】第2章 農村景観の特徴と景観形成 2.1農村景観の特徴

○水田景観と畑地景観の特徴の追記(P4)

(現行)

1(略)  
(記載なし)



(改定案)

1(略)

【参考資料 2-1】

[水田景観と畑地景観]

面的な広がりをもつ農地は、農村景観の中で最も存在感のある景観構成要素であり、地域を特徴付ける重要な要素として位置付けられる。  
農地は大きく分けて水田と畑地があり、それぞれの景観に特徴がある。

■水田景観の特徴

水稲栽培を主とした面的な広がりを持ち、季節による作物の色彩変化は比較的均一に起こる。水田は、本地（直接農作物の栽培に供される土地）と畦畔で構成されている。平場では均一な大きさと形状の水田が連続し、広大な景観を形成する一方、傾斜地では棚田に代表されるように地形に沿って大小様々な大きさと形状の水田が階段状に配置され、多くの人を魅了する景観を形成している。また、水路、ため池などの農業水利施設も水田に関連する重要な景観構成要素であり、水田と集落、里山などが織りなす風景は日本の原風景に喩えられることに加え、独自の生態系を育む場にもなっていることから、良好な水田景観は農村の豊かさの象徴にもなっている。

[水田景観]



(岐阜県下呂市馬瀬)

山、川等の自然・地形、食料を生産している水田、生物の多様性を予感させる水路及びため池、人間の生活の場である集落等が景観構成要素となっている。里山にある水田は、等高線、河川等に沿った区画形状を呈し、二次的自然と道路・集落が組み合わされた景観の特徴を有する。

■畑地景観の特徴

普通畑、樹園地、牧草地等の土地利用に加え、ハウス、トンネル、マルチ、防霜ファン等、畑作特有の施設・設備が様々ある。また、多様な作物・品種、輪作を基本とする営農方法、畑地特有の土壌等の各種要素が組み合わせられることによって、水田景観とは異なる色彩、肌理（きめ）の特徴として現れることが、畑地景観の多様性につながり、加えて作物の開花、結実等の季節感が地域のアイデンティティを形成している。

[畑地景観]



(北海道網走地方)

(一社)北海道土地改良設計技術協会主催  
「北の農村フォトコンテスト」公募作品

畑作物の奥に広がる山、樹林帯、食料を生産している畑地等が景観構成要素となっている。畑地では水田よりも多様な作物が栽培され、栽培期間にも幅があることから、水田景観よりも多様な景観を形成する特徴を有する。

## (2) 景観配慮を契機とした地域づくりの留意点に係る改定

語句修正のみ

### 【主な改定内容①】第4章 調査及び計画 4.2.1 計画の進め方

○計画段階における景観資源の認知拡大、地域づくりへの気運醸成により、景観資源の価値を高める仕組みを検討することが重要であることを追記。(P57)

(現行)

1. (略)
2. 計画の進め方
  - (1)(略)
  - (2) 景観配慮計画の作成

景観配慮計画は、景観との調和に配慮した整備対象施設について、可視領域を対象として作成するものである。また、調査によって得られた情報等を踏まえ、視点場と景観への影響を検討し、施設整備の基本的な考え方を示す景観配慮方針を踏まえた配慮対策、維持管理計画、実施に当たっての留意点や推進体制等を定める。



(改定案)

1. (略)
2. 計画の進め方
  - (1)(略)
  - (2) 景観配慮計画の作成

景観配慮計画は、景観との調和に配慮した整備対象施設について、可視領域を対象として作成するものである。また、調査によって得られた情報等を踏まえ、視点場と景観への影響を検討し、施設整備の基本的な考え方を示す景観配慮方針を踏まえた配慮対策、維持管理計画、実施に当たっての留意点、推進体制等を定める。

景観配慮計画の作成に当たっては、地域の景観資源の認知拡大及び地域づくりへの気運醸成を通じた景観資源の価値を高める仕組みを検討することも重要である。

# 【主な改定内容①】第4章 調査及び計画 4.2計画

## 【参考資料 4-15】

〔景観資源の価値を高める仕組み（景観資源の認知拡大、地域づくりへの気運醸成）〕

近年、インバウンド需要拡大及び魅力ある田舎暮らしへの期待の高まりもあり、農業・農村の景観、文化、農産物、人的交流等の各地域の特色を生かした地域活性化の取組が行われている。また、多面的機能支払交付金の活動等においても、景観形成による地域づくりに貢献している例が見られる。

このように、景観を地域の資源として生かした幅広い取組が行われている一方、日常生活の延長として存在している地域景観を貴重な資源として認知していない地域住民も多い。

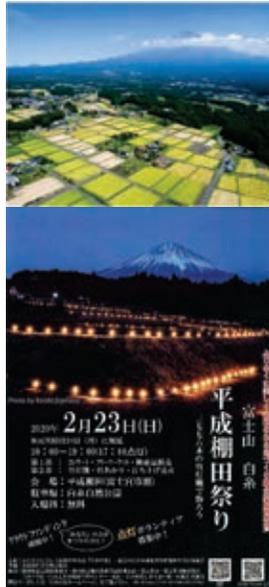
そこで、農業農村整備事業における景観配慮対策では、特に調査・計画段階を中心に、景観が地域活性化の取組に活用可能な資源であることの認知を上げ、景観を生かした地域づくりの気運を高めるため、下に示す「事業が周辺景観に与える影響」、「地域づくりにおける将来像との調和」及び「事業による景観資源の創出」の検討が重要となる。

### ■事業が周辺景観に与える影響

地域景観の資源としての特徴は、その形態（点・線・面的な要素）及び性質（自然系、歴史・文化系、生活・産業系などの質的な要素）から分類される。農業農村整備事業では、こうした地域の資源として利活用される景観に影響を及ぼすことを踏まえ、その影響を事前に把握することが重要となる。

例えば、広大な水田で栽培される水稲が織りなす季節ごとの景観、傾斜地の農地（棚田・段々畑）、果樹園の花等、農地、作物等の面的な広がりを持つ要素は、重要な景観資源となり得る。この面的な要素に加え、水路、農道、その他の附帯施設等の線、点的な要素、あるいは歴史・文化的な背景を有する石積み畦畔の改修等といった複合的な整備を伴う農業農村整備事業は、地域の景観に与える影響が極めて大きいことから、地域を巻き込んだ景観配慮対策の検討が重要となる。

〔景観配慮対策を通じた地域づくりを展開〕



白糸地区（静岡県富士宮市）

### ■地域づくりにおける将来像との調和

景観法の施行後、全国の地方公共団体で景観条例の制定、景観計画の策定が行われていることに加え、独自の地域振興計画又は施策が策定されている場合もある。また、地域農業の将来の在り方を定めた地域計画が策定されている場合、将来の水田景観又は畑地景観といった面的な景観構成要素が変化することが考えられる。そのため、景観配慮対策において現状の景観を維持するだけでなく、地域計画等が描く将来像との調和にも配慮することが望ましい。

景観配慮対策の検討に際しては、地域における関係者が将来の景観イメージを共有できるように、CG等の景観シミュレーションを活用した施設整備後の景観を予測する技術を応用し、将来像を具体化した景観予測資料により、地域住民、施設管理者等へ働きかけを行うことも重要となる。

### ■事業による景観資源の創出

ほ場整備により広大な面的広がりを持つ農地が形成され、これを生かした作物等が織りなす農村景観を創出し、地域活性化に取り組んでいる事例が見られる。

右の写真の事例は、ほ場整備を行った農地を生かし、残雪の朝日岳の「白色」、桜の「桃色」、菜の花の「黄色」、チューリップの「赤色」が織りなす色鮮やかな景色を「春の四重奏」と名付け、美しい景観を活用して地域活性化に取り組んでいるものである。

このように、事業を契機に景観資源を創出し、周辺の景観構成要素と組み合わせることで地域をPRする取組が期待される。

〔あさひ舟川「春の四重奏」〕



舟川新地区（富山県朝日町）（写真提供：朝日町観光協会）

**【主な改定内容②】** 第6章 施工及び維持管理 6.2維持管理

## ○多様な主体の維持管理等への参画を促す観点を追記(P151)

## (現行)

1. (略)
2. (略)
3. 地域住民による景観形成活動

景観配慮対策の効果を持続的に発揮するため、維持管理計画の策定時において、整備後に地域と維持管理協定を締結するなどの検討を行う。

また、協定を維持するための管理組織の構築、それぞれの集落若しくは個人単位での作業頻度や内容など、維持管理の実施に向けた詳細な内容について、施設管理者、関係行政機関等を含め、地域住民の間で合意形成を図ることが重要である。

## (改定案)

1. (略)
2. (略)
3. 地域住民による景観形成活動

景観配慮対策の効果を持続的に発揮するため、維持管理計画の策定時において、整備後に地域と維持管理協定を締結するなどの検討を行う。

また、協定を維持するための管理組織の構築、それぞれの集落若しくは個人単位での作業頻度・内容等、維持管理の実施に向けた詳細な内容について、施設管理者、関係行政機関等を含め、地域住民の間で合意形成を図ることが重要である。**その際、多様な住民参加を促す観点からの検討を行うことも重要である。**

# 【主な改定内容②】第6章 施工及び維持管理 6.2維持管理 (改定案P152~P153)

【参考資料 6-4】

[社会関係資本の育成（多様な住民の参加）]

農地、農業水利施設等は多面的機能を有し、農村地域だけではなく、都市地域の住民のゆとりと安らぎの形成にも大きく貢献していることから、地域内外の多様な住民が利害関係者（ステークホルダー）となる。そのため、施設の整備及び維持管理に係る景観配慮対策の実施に当たっては多様な住民参加を得ることで、対策の質的な向上と地域づくりなどへの波及効果が期待される。

景観配慮対策における多様な住民参加を促す観点としては、施設に対する「近づきやすさ」、「親しみやすさ、使いやすさ」、「愛着・我が事感の醸成」が重要となる。

### ■施設への近づきやすさ

沈砂池周辺の管理橋及び管理用道路を一般に開放する、あるいは管水路の上部利用による歩道又は憩いの場を整備する場合は、一般住民を含めた施設開放の効用など、施設と住民の近づきやすさを見極め、双方の関係づくりに景観配慮対策を役立てる観点が重要となる。

### ■親しみやすさ、使いやすさ

都市農村交流、農村体験等に農地等を利用する計画がある場合、農地及び農業水利施設の利用を通じ、これらの施設への親しみやすさが増し、維持管理等において多様な住民の参加を得やすい。また、施設の景観配慮対策について、維持管理を含めた使いやすさを十分に検討することにより、地域住民においても利用及び維持管理の促進が期待される。

下の事例は、沈砂池の施設改修に際し、管理橋を一般開放し施設を周遊できるように整備することで憩いの場を形成している（下左図の赤色の部分を周遊できる）。

[利用開放した管理橋と管理用道路（赤色部分）]



[沈砂池を周遊できる管理用道路]



神流川沿岸地区（埼玉県神川町他）

※国土地理院撮影の空中写真（2010年撮影）に「赤色部分（一般解放している場所）」を追記して掲載

### ■愛着・我が事感（自分のこと、自分に関係のあることという意識）の醸成

石工等の職人により積み上げられた自然石護岸、当時の最先端技術で建造した歴史的な水利施設及び先人が築き上げ継承してきた伝統的な営農が存在する地域では、それらの歴史及び仕組みへの理解を深めたり、あるいは継承された技術及び仕組みを現代に復元したり、将来につないでいこうとする取組を通じ、地域景観への愛着・誇りが醸成され、その価値を高めることに結び付く。また、施設整備の計画から設計、施工、維持管理まで自らが一貫して深く関与することで我が事感が醸成され、施設への親しみを深める効果が期待できる。このようなことを意図し、積極的にワークショップ、住民参加型直営施工等の取組を活用することも重要となる。

下の事例は、幹線水路改修に伴い住民参加型直営施工による遊歩道（管理用道路）脇の芝張りを行ったもので、住民参加型直営施工を通じ地元有志が植栽した桜並木の景観の価値が地域で共有され、桜並木の保全活動が促進された。

[住民参加型直営施工による芝張り]



江合川地区（宮城県大崎市）

[整備後の管理用道路]



江合川地区（宮城県大崎市）

## 【主な改定内容①】

第4章 調査及び計画 4.2.4 景観配慮計画の作成

第5章 設計 5.3 景観との調和に配慮した設計の決定、設計 5.4 景観配慮対策の決定

第6章 施工及び維持管理 6.1 施工

○調査及び計画、設計、施工及び維持管理の各段階において、農道整備、ほ場整備、畑地整備の景観配慮事例を追記(P85～87農道整備、P125～127ほ場整備及び農道整備、P141～142農道整備、P146～147畑地整備)

(現行)

### ①4.2.4 景観配慮計画の作成

参考事例4-4～4-8(略)

(記載なし)

### ②5.3 表5-1 事業工種別景観配慮対策の事例(略)

ほ場整備

農道

### ③5.4 景観配慮対策の決定

参考事例5-1～5(略)

(記載なし)

### ④6.1 施工

参考事例6-1(略)

(記載なし)

(改定案)代表的な事例の概要は次ページに記載

### ①4.2.4 景観配慮計画の作成

参考事例4-4～4-8(略)

参考事例4-9 農道整備における路線変更等による里道の保全(県営中山間地域総合整備事業 <sup>ひがしいや</sup>東祖谷地区)

### ②5.3 表5-1 事業工種別景観配慮対策の事例(略)

ほ場整備

国営農地再編整備事業 <sup>ゆに</sup>由仁地区 他2地区

農道整備

広域営農団地農道整備事業 <sup>そらちなんぶ</sup>空知南部地区

### ③5.4 参考事例5-1～5(略)

参考事例5-6 <sup>いしがきだ</sup>「石垣田」の景観に配慮した農道整備

(県営中山間地域総合整備事業 <sup>つなん</sup>津南地区)

### ④6.1 参考事例6-1(略)

参考事例6-2 畑地帯における現場発生材を利用し従前景観の特徴を継承した例 <sup>たまりみず・みょうけん</sup>溜水・妙見地区(県営畑地帯総合整備事業)



- 東祖谷落合(ひがしいやおちあい)は、徳島県西部の山岳地域で山の急斜面に沿って広がる集落であり、江戸中期から昭和初期に建造の家屋及び石垣が急斜面に張り付くように造られている。斜面いっばいに耕作地と民家及び石垣が一体となった面的に広がる壮大な景観が展開しており、平成17年12月には文化庁により重要伝統的建造物群保存地区に選定された。
- 地区内を横断する農道の整備に当たり、重要伝統的建造物群保存地区に指定されたことを受け、農業生産基盤としての機能を維持しながら、可能な限り景観への配慮を行うことを踏まえ、路線及び構造形式を再検討した。
  - ① 路線計画の変更
    - ・景観形成上重要な建造物である里道保全のため、農道延長を縮小
  - ② 工法・材料の変更
    - ・当初はコンクリート擁壁工を計画していたが、壁面の緑化を図るため、補強盛土壁工に変更した。
    - ・間伐材使用の防護柵に変更
- 景観に配慮した施工及び整備後の景観形成
 

農道整備後、地域住民による沿道の植栽、施設管理者(三好市)による既存ガードレールの茶系の色彩への再塗装、農道沿いの農家納の修景等、地域が主体となった景観形成が進められている。
- 景観形成を契機とした地域づくりの展開
 

「コエグロ」づくり、石積み体験教室、落合集落ウォーキングの開催、休耕地を利用したそば栽培、収穫体験など当地の農耕文化を継承する取組が展開されている。

傾斜地の斜面を利用した伝統的な農業を守り続け、等高線に沿った畝立て及び石積みといった独自の技術と知恵を絞って形成された景観等は、未来に向けて持続可能なものであり、食と農の危機的状況、生態系の破壊等、世界が直面する問題解決にもつながるものと評価され、本地区を含めた「にし阿波の傾斜地農耕システム」が平成30年3月にFAO(国際連合食糧農業機関)が定める世界農業遺産として認定された。



【事業の概要】

工期:平成14年度から平成18年度

受益面積:23.2ha

主要工事:農道4カ所、農業用排水2カ所、  
農業用集落道3カ所、活性化施設1カ所、  
農村公園1カ所、生態系保全施設4カ所



【景観配慮のポイント】

平成17年に重要伝統的建造物群保存地区に選定されたことを受け、認知度が向上し来訪者が増加。これを踏まえ、農道整備に当たり、地域の特徴である石垣及び里道を保全するため、当初計画の線形変更及び延長縮小を実施。また、擁壁緑化、石積み等の採用により周辺景観との調和を図った。

また、景観形成を契機に当地の農耕文化を継承する各種のイベントを開催している他、平成30年3月には、本地区を含むエリアが世界農業遺産に認定。



農道の路線計画変更  
 現況里道保全のため延長縮減(400m→280m)、屋敷の石垣を残すため  
 路線変更を実施した。



工法・材料の変更

①擁壁の緑化、②間伐材使用の防護柵



施工後の景観形成(修景された納屋の様子)



傾斜地の農耕を象徴するコエグロ※

※ にし阿波地域では、秋に刈り取ったカヤを束にして円錐形に積み上げたものを「コエグロ」と呼び、「にし阿波の傾斜地農耕システム」を象徴するもののひとつとして継承されている。

コエグロで乾燥させたカヤは、細かく刻んで畑に入れることで、土の肥やしとなり、土砂の流出を防ぐ。また、雑草を抑え、冬の寒さ及び夏の暑さを和らげ、乾燥を防ぐ効果もある。

## [ほ場整備における植栽による良好な農村景観の形成] (国営農地再編整備事業「由仁地区」(北海道夕張郡由仁町))

変更なし

24

- 事業に際し、南風による水稻の品質低下を防ぐため東西方向の農道に防風林を配する計画を検討。地元の受益者のほか、商工会女性部、郷土資料研究会、ハーブ愛好家グループなど地域住民の参加を得て、ワークショップを開催し、生態系及び景観に配慮した防風林として植栽する樹木等を選定、植樹した事例である。
- 農作物への日陰の影響を極力少なくするため、東西方向の農道の南側(延長約20km)と、南北方向に延びる幹線道路に5m間隔でミズナラを配置した。
- 地区の南北方向に延びる幹線道路に沿って、地域のシンボルとなる南北樹林帯(約1km)を計画し、ミズナラの樹間に花が咲くミヤギノハギ、実が食べられるブラックベリーを植え、さらに根元には雑草対策としてハーブのアジュガを植栽した。
- 防風林の維持管理は、受益農家で構成される管理組織により、下草刈り等の作業を実施。防風効果が期待されるとともに、土地改良区の啓発活動により地域住民等に防風林の存在が広く知られるようになった。



### 【事業の概要】

工期: 平成16年度から平成24年度  
受益面積: 1,094ha  
主要工事: 区画整理1,089ha、  
農地造成5ha 等



植樹の様子(住民参加型直営施工) 写真提供: 由仁町



整備後(幹線道路に沿った南北樹林帯)

### 【景観配慮のポイント】

事業を契機に地域住民と受益者、町役場、土地改良区、JA、国営農業事務所などとの連携による町おこしの実現を目的とした「みんなでつくる農業・農村の会」を設立。

40回以上のワークショップを開催し、多くのテーマについて意見交換、計画立案及び実作業を実施し、ほ場整備後の地域づくりと景観形成を担う体制づくりが進められた。

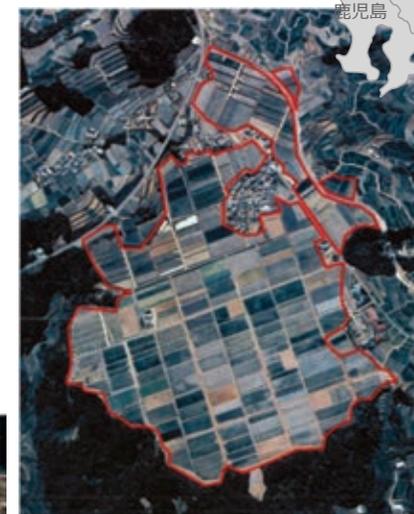
防風林の植栽も取組の一環として、事業関係者間の連携により実施された。事業完了後は土地改良区によるPR活動等により防風林が周知され、景観資源として住民への認知が広がった。

[ 畑地帯における現場発生材を利用し、従前景観(石積み)の特徴を継承した例]  
 ( 県営畑地帯総合整備事業 溜水・妙見地区( 長崎県雲仙市))

- 傾斜地に立地する畑地帯において、区画整理、畑地かんがい施設等の整備を行い、生産性向上を図り、併せて、現場で発生した石材を利用して法面整備を行うことで従前の景観の特徴を継承した事例である。
- 本地域は、標高140mから200mの丘陵地帯に広がる畑地帯であり、傾斜地での農地間の段差による潰地を少なくし、ほ場の本地面積を確保するため、畦畔法面には古くから先人達の知恵により石積みが取り入れられている。
- 現地では、火山活動で運ばれてきた火山噴出物の安山岩質の岩塊が多く発生することから、これらを使用した石積みが、地域の特徴的な農村景観を形成している。
- 受益者から石積みを継承したいという意見が出たことから、現場から発生する石材を利用した石積み工法による法面保護を事業計画に盛り込み、現場発生材を使用することで材料費、石材処分費用が削減され、工事費縮減につながった。



事業実施範囲



(参考)現場発生岩塊



(参考)石積み法面の整備

【事業の概要】  
 工期：平成10年度から平成16年度  
 受益面積：43ha  
 主要工事：区画整理42ha、畑地かんがい42ha、施設用地等整備2か所

【景観配慮のポイント】  
 現場発生石材を活用することで、事業費を削減するとともに、景観的な統一性を確保し、景観配慮の質を高めている。  
 地元施工業者の石積み技術の効果的な普及、継承が図られている。

## 7 構成と改定箇所（案）

〈改定理由凡例〉

(1) 情勢変化等への対応

(2) 地域づくりの留意点

(3) 事例追加

◇ 語句修正等は除く。

# 7 構成と改定箇所（案）

## 農業農村整備事業における景観配慮の技術指針の構成と改定箇所

目 次		改定理由	
第1章 技術指針の目的と活用		(1) 情勢変化等への対応	
第2章 農村景観の特徴と景観形成		(1) 情勢変化等への対応	
第3章 景観形成の基本的な考え方	3.1 農業農村整備における景観形成の特徴	(1) 情勢変化等への対応	
	3.2 農地・農業水利施設等が景観形成に果たす役割と留意事項	(1) 情勢変化等への対応	
	3.3 景観配慮対策の進め方	(1) 情勢変化等への対応	
第4章 調査及び計画	4.1 調査	4.1.1 調査の進め方	(1) 情勢変化等への対応
		4.1.2 概査の実施	(1) 情勢変化等への対応
		4.1.3 精査の実施	(1) 情勢変化等への対応
	4.2 計画	4.2.1 計画の進め方	(2) 地域づくりの留意点
		4.2.2 基本構想と景観配慮対策の検討	(1) 情勢変化等への対応
		4.2.3 景観配慮に係る維持管理計画の検討	(1) 情勢変化等への対応
		4.2.4 景観配慮計画の作成	(1) 情勢変化等への対応 (3) 事例追記（農道整備）
	第5章 設計	5.1 設計の進め方	
5.2 設計条件の設定		—	
5.3 景観との調和に配慮した設計の決定		(1) 情勢変化等への対応 (2) 地域づくりの留意点 (3) 事例追記（ほ場整備、農道整備）	
5.4 景観配慮対策の決定		(2) 地域づくりの留意点 (3) 事例追記（農道整備）	
第6章 施工及び維持管理	6.1 施工	6.1.1 施工時における対策	(3) 事例追記（畑地整備）
		6.1.2 地域住民等の参加による直営施工	—
	6.2 維持管理		(2) 地域づくりの留意点
農村景観の形成を契機とした地域づくりに関する参考資料		(1) 情勢変化等への対応	
農業農村整備事業における景観配慮技術指針 用語集		(1) 情勢変化等への対応	
引用文献・参考文献		(1) 情勢変化等への対応	